

高額療養費（外来年間合算）の申請について

70歳以上（65歳以上の障害認定による後期高齢者医療制度加入者も含む）の高額療養費制度の見直しにより、平成29年8月診療分から自己負担額の年間上限の制度が設けられました。

▽年間上限額：14万4千円
 ※平成30年7月31日時点で高額療養費の自己負担限度額の区分が「市町村民税課税一般」、または「市町村民税非課税」世帯の人

個人の外来診療の自己負担額（平成29年8月1日～平成30年7月31日の額）を合算して、年間上限額を超えた金額が外来年間合算の支給額となります。

※月ごとの高額療養費が支給されている場合は、そのうち外来診療分として既に支給された額を差し引いて計算します。

▽申請時に必要なもの：申請書、被保険者証、印鑑、振込口座を確認できる書類、個人番号（マイナンバー）、本人確認ができるもの
 期間中に保険が変わった

障害者差別解消法について

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消を推進することで、すべての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。

行政機関や民間事業者が行わなければならないことは、具体的には、次の2つです。

- ① 不当な差別的取扱いの禁止
- ② 障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるもの（社会的障壁）を取り除くために必要な合理的配慮の実施

▽社会的障壁の例
 ・通行・利用しにくい施設・設備など

・利用しにくい制度など

・障害者の存在を意識していない慣習、文化など

▽不当な差別的取扱いの例
 ・障害を理由に入店を拒否する、アパートを貸さないなど

▽合理的配慮の例
 ・書類を渡す時、視覚障害のある人に読み上げる

場合は、以前の医療保険の「自己負担額証明書」が必要です。以前の医療保険へ申請し、交付を受けてから外来年間合算の申請をしてください。

▽住民課保険年金グループ
 ☎820・5604

国保加入者が交通事故などにあったときには

交通事故や傷害事件など、第三者（加害者）から傷害を受けた場合は、加害者が被害者の治療費を負担することが原則です。

このため、交通事故などで国民健康保険証を使って治療を受けた場合は、速やかに届出をしていただく必要があります。これにより国民健康保険で一時的に医療費を立て替えて後で加害者に請求することができます。

届出をしないまま、加害者から治療費を受け取る、示談を済ませるなどした場合は、国民健康保険が給付した医療費を全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。

また、国民健康保険では、医療費を適正に給付するた

め、医療機関からの請求書

（診療報酬明細書）を点検しており、その結果、第三者行為による負傷である可能性がある場合には、負傷原因について問合せを行っています。

第三者行為の把握は、本来国民健康保険で給付すべきではない費用を加害者に請求するために重要なものなので、問合せを受けられた人は、すみやかにご回答くださいますようお願いいたします。

▽住民課保険年金グループ
 ☎820・5604

こんなときは国民年金にご加入ください

20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入する必要があり、加入手続きを忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、年金が受けられなくなる場合があります。

そのため、次のようなときには、必ず住民課で手続きを行ってください。

- ◎20歳になったとき
 厚生年金に加入していない人が20歳になったときには、国民年金加入の手続き

・聴覚障害のある人に筆談

・知的障害のある人にかかりやすく説明するなど

対象	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関、地方公共団体など	×禁止	法的義務
民間事業者（個人事業者、NPO団体などを含む）	×禁止	努力義務

※取扱い区分は上記の表のとおりです。

▽国民生課 ☎820・5635

身体障害者自動車運転免許取得費給付について

①1級から4級の身体障害者手帳をお持ちの人
 ※運転免許証を交付され1年以内の人

▽助成内容：自動車の第1種普通免許取得にかかる費用

▽給付額：免許取得対象経費の3分の2を給付（10万円を限度）

▽手続きに必要なもの
 身体障害者手帳、運転免許

を行ってください。

◎会社を退職したとき

60歳になる前に会社などを退職したときには、厚生年金から国民年金へ変更の手続きを行ってください。また、被扶養配偶者も国民年金への変更手続きが必要です。

※いずれの手続きにも健康保険（社会保険）資格喪失証明書または離職票が必要で

◎被扶養配偶者の収入が増えたとき

被扶養配偶者のパート収入などが130万円以上になったときには、国民年金への変更手続きを行ってください。

※被扶養配偶者が離婚したときにも、国民年金の加入手続きが必要です。

国民年金保険料の納め忘れにご注意を

日本年金機構では、国民年金保険料の未納者に対して、国民年金制度および保険料の納付義務についてご理解いただくため、様々な納

付督促に取り組んでいます。

しかし、文書や電話など度重なる納付督促でも納付されていない、また十分な納付負担能力がないながらも納付されていない人に対しては、納付督促が強化（強制徴収）されます。

【具体的な強制徴収】

最終催告状送付↓来所通知
 ↓督促状送付↓差押予告通知・財産調査↓差押え・取立て

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですので、納め忘れがないようにしましょう。

※最終催告状：納付義務者への自主納付を促す最後の催告です。催告後も納付のない場合には滞納処分に移行することを予告します。

※督促状：最終催告状送付後、指定期限までに納付されない人に対し納付を督促します。滞納処分が開始され、延滞金が科せられるほか、滞納者だけでなく連帯納付義務者（滞納者の世帯主や配偶者）の財産差し押さえが実施されます。

▽広島南年金事務所国民年金課 ☎253・7710

子育て支援センターエンゼル通信



親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、子育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
14日(金)	9:30	わくわくキッズ（2歳以上）
18日(火)	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
26日(水)	11:00	12月生まれのお誕生会
1月8日(火)	9:30	ふわふわベビー（妊娠中～11カ月まで）
1月9日(水)	10:30	子育てなるほど講座「スキンシップ」

※12月29日(土)～1月3日(木)まで子育て支援センターはお休みです。

●パステルルーム 地域での活動拠点としてご利用いただけます。※パステルルーム開催日にくまの・こども夢プラザ内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
11日(火)	10:00	東部地域健康センター（要申込）
20日(木)	9:30	中央ふれあい館
1月8日(火)	10:00	東部地域健康センター（要申込）

※東部地域健康センターでは親子ふれあい体操を行います。

- おひさまルーム
 上記日程以外の日の9:30～11:30
- 「パパとおひさま」（毎月第2土曜日）9:30～11:30
 パパも「おひさま」デビューしてみませんか？もちろんご家族もOKです！

●お誕生会

毎月1回お誕生月のお子さんをみんなで祝いしています。
 ●「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14:30～15:00）
 絵本の読み聞かせや季節の歌、作って遊べる簡単工作もあります。
 ※1月4日(金)はありません。

●ほっとるーむ(月～金曜日13:00～15:30)
 ※18日(火)はありません。
 ※第3水曜日のみほっとるーむベビー(11カ月までの乳児対象)ベビーマッサージ(14:00～)ほっとるーむベビーの中で行います。
 ☎バスタオル1枚、ベビーオイルまたは保湿剤(なくても可)飲み物(水分補給) ☑無料 ※予約不要

●クリスマス会 12月21日(金)10:30～11:30
 夢プラザにサンタさんがやってくるよ！お楽しみに♪(無料・予約不要)
 ※9:30からお部屋で遊べます。
 ※いずれの事業も変更する場合があります。
 ※子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター	
(くまの・こども夢プラザ内)	☎820-5502 ☎855-0805
開設日時（※年末年始、祝日除）	月～金曜日 9:30～17:00 第2土曜日 9:30～11:30 〈子育て相談 月～金曜日 13:00～17:00〉

認知症カフェ情報▶認知症の人や、その家族、支援者が集い、自由に話せる場所です。
 みらい：☎12月18日(火)13:30～16:00 ☒200円 ☒くまの・みらい交流館 ばたから：1月はお休みします。